

論文の内容の要旨

氏名：高瀬 幸恵

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）

論文題名：近代日本の国民道徳の展開と神道の接近—公教育と「宗教」の関係史—

1. 研究の目的と視点

近代の公教育は、教育と宗教の分離を原則として形成されてきた。日本では、神道の非宗教化による「国教化」ともいえる特殊な制度設計のもと、他の宗教を公教育から排除する原理として運用された。すなわち、キリスト教や仏教などの諸宗教は 1899 年の文部省訓令第 12 号に基づいて私立学校を含むいわゆる正規の初等・中等教育から排除されたが、他方では、宗教学上は宗教の一つとされながら政府によって宗教でないとした神道は学校教育と結びつくことが可能であった。戦時下の学校では神棚の設置が進み、戦勝祈願や戦没者の慰霊のための神社参拝が学校行事として行われたことはよく知られている。

本研究は、近代日本の学校教育がいかに関し神道と結び付くに至ったのか、またそれにより道徳教育の原理や内容はいかに変化したのかを明らかにしようとするものである。その解明を通じて、教育と宗教の分離原則はいかに維持されようとし、また歪曲されたのかについて考察することを目指す。

そのプロセスを検証するにあたって、二つのアプローチを設定する。一つは、修身科教授内容の変遷やその基本原理であった国民道徳の展開を追い、神道の要素がいかに関し導入されたのかについて検証することである。いま一つは、内務省や文部省が主導した社会教化政策への神社や神職の参画の過程で、神社・神職と学校・教員との接近や連携が地域においていかに関し進められたのかを明らかにすることである。対象時期は明治後期から昭和戦前期までとした。それは、道徳教育の原理の変遷に注目した際、1890 年の教育勅語発布以降の国民道徳をめぐる議論から説き起こし、戦時体制の教育・学問の方針を策定した 1936 年の教学刷新評議会答申までを扱う必要があるからである。

2. 論文の構成と概要

第 1 章「国民道徳への序奏—修身教授不振論と教育勅語の時代不適合論—」では、教育勅語発布以降、修身教授の不振が断続的に論じられていたこと、また、日清・日露戦間期には教育勅語の時代不適合性が権力の中核にある政治家に加え、在野の知識人にも認知されるようになったことを明らかにした。国民道徳の不徹底や不十分をいかに補うかが課題となっていたと見られる。こうした課題意識の広がりにもかかわらず、明治後期には一般社会の道徳の普及には宗教が有効であるとの見解も論じられるようになった。

第 2 章「地方改良運動期における学校教育と神社の接近」では、当該時期の文部省が教育内容に宗教を持ち込むことに対して否定的であったことを明らかにした。1904 年度より第 1 期国定修身教科書が用いられるようになると、「祖先を崇敬し其祭祀を重んずること」や「敬神の道」といった「我国固有の国民道徳の根本」が欠けているといった批判が提出された。この批判に対して文部省は、「宗教上の関係」を考慮して、意図的に祖先崇敬以外の「敬神」について記述をしなかったと回答した。「敬神」を学校教育に持ち込むことは、信教の自由との関わりにおいて、また 1899 年の文部省訓令第 12 号との関わりにおいて不可であるとしたのがこの時の文部省の判断であった。

一方で、内務省による社会教化策では、積極的な宗教動員が図られた。1906 年以降の地方改良運動では、町村の風俗改良を目的として地域の神社や神職の動員が図られた。小学校は「教化ノ中心」として位置付けられていたこともあり、この頃の地域の神職会の機関誌には神社と小学校の連携事業を散見することができる。地域の神職会の小学校への主体的なアプローチを確認した。

こうした経緯を経て、実質的な史的展開を迎えるのが第 3 章で扱う 1910 年頃である。第 3 章「国民道徳への『敬神』・『崇祖』の導入と民力涵養運動における神職会の動員」では、第 2 期国定教科書に「敬神」

と「崇祖」に関する内容が増加したことを明らかにした。第1期においても天照大神や神勅に関する説明は見られるが、あくまで説明に止まっていた。第2期では、第2学年用と第6学年用ともに皇大神宮についての課を設け、「皇大神宮を崇敬」すべきことを記述した。しかしその内容は、天皇が行う祭事の説明が中心で、天皇やその祖先の神性は強調されない点に留意する必要がある。「敬神」から出来る限り宗教性を排除しようとする文部省の配慮をここに確認することができる。

「崇祖」については、「ソセン ヲ タツトベ」（第2学年用）の課が設けられ、第1期と比して祭祀の重要性が強調される記述となった。

当該教科書の主査委員であった穂積八束、吉田熊次、そして国民道徳研究の重鎮である井上哲次郎が、1910年末に修身教科書と国民道徳についての解説を行った。穂積と吉田は、祖先崇拝を中心に据えた家族国家観に基づく国民道徳論を説き、井上は日本国民の精神的な支柱として神勅を位置付ける議論を展開した。井上の議論は、国民道徳の宗教化（神道化）を一歩進める議論にも見えるが、一方で、「神社非宗教」の原則への配慮も確認できる。しかし、そうした配慮をしつつも、神道や神社の持つ宗教性が国民道徳に有効であろうという期待を井上は表明していた。

当該時期には内閣直属の教育諮問会議である臨時教育会議が設置された。その答申および理由書では、学校の道徳教育における宗教の導入は避けられたが、社会教化の分野に限っては宗教動員が認められた。一方、内務省主導で同じ頃実施された民力涵養運動は、地方改良運動の方法を引き継ぎながら地域で展開し、更なる神社と学校の連携を進めたと見られる。

第4章から第6章では、主に1930年代前半までの時期を対象として地域の実態について検証を行った。「小学校訓育と神道儀礼」と題し、鳥取県、岐阜県、神奈川県の三つの地域を取り上げた。この検証により、昭和戦前期の地域の教育会と神道会の連携、あるいは学校と神道の関係の密接度には地域差や時差が確認されたものの、全体としては、1929年の教化総動員運動を契機として、小学校訓育の一つの方法として神社参拝が位置付けられるようになったことが分かった。さらに国体明徴運動を背景とする教学刷新評議会答申や『国体の本義』刊行の前後の時期において、「国体」あるいは「日本精神」といったキーワードを結節点として、地域の教育会と神職会の連携が進められたことが明らかとなった。

学校教育と神道の関係が、ある一定の到達点に達するのが1930年代であった。第7章「神道界の国民教化への参画と文部行政における教育と宗教の関係の転回—宗教性の排除から国体の宗教化へ—では、この時期の動向を扱う。

文部省主導の社会教化策において宗教動員が実施されるのは、1929年以降の教化総動員運動であった。また1930年は、教育勅語発布40周年記念の年であり、同運動と連動しつつ、地域の神職会は学校を巻き込みながら記念の祭典を実施した。その後、天皇機関説排撃キャンペーンが全国的に展開されると、神職界は国体明徴運動に共鳴し、「児童教化」により強い関心を持つようになった。

1935年の宗教教育協議会の議論を検証すると、「拝む心」といった宗教的なものを学校教育に持ち込もうとする議論が見られるものの、教育と宗教の分離原則に立つ吉田熊次が一貫してこれに反発した。協議の末に出された答申は、学校教育における中心は教育勅語であり、教派や宗派に基づく宗教教育を禁止するという従来の文部省の方針と変わらない内容となった。

飛躍的な転回を確認することができるのが、1936年10月の教学刷新評議会答申であった。そこに示された国体論は、「万世一系ノ天皇天祖ノ神勅」を奉ずることを基礎とするものであった。従来の文部省の諮問会議と異なり、同評議会の構成メンバーには軍人が多く、学識者・有識者の中に「日本精神派」の者が選ばれていた。評議会の議論は、貴族院議員の二荒芳徳や皇国史観の指導者として知られる平泉澄、神道学者の宮地直一らが示した天皇・天祖を神として位置付ける国体論がリードしていった。吉田熊次は宗教教育協議会の時と同様に、宗教性を学校教育に持ち込むことを一貫して拒否し、教育勅語に示された国体観念を基本とする教学刷新の方針を繰り返し主張した。しかし、吉田の意見は答申案の検討の過程で後退した。

答申を決定する最終的な議論において、「教学刷新ノ実施上必要ナル方針」の箇所における、「天祖ノ神勅」、「歴代ノ詔勅」、「教育ニ関スル勅語」の記述の順番が争点となったが、国体および日本精神を闡明するという意味において、「天祖ノ神勅」を真先に示すことに決定した。神勅が優先され、教育勅語の位置が後退するという事態は、教育政策における大きな転換であった。一部の教育学者や大学関係者による抵抗

はあったが、最終的には国体の宗教化を目指す方向に決着した。

結章では、「神社非宗教」の建前を維持しなければならないという認識と、神道儀礼の宗教性を道徳に持ち込みたいという要望との間に生じたジレンマについて考察した。これは、1910年の国民道徳論、そして教学刷新評議会での議論のなかに確認できるものである。その後、『国体の本義』に示された国体観は、まさしく宗教化された国体に他ならなかったが、神社や祀られている神を崇敬することは、宗教的信仰とは異なる「国民的信仰」と位置付けられた。そうすることによって、「神社非宗教」の原則や、信教の自由という憲政原理との整合性を保とうとしたと考えられる。こうした展開に、公教育と「宗教」との関係の一つの到達点を見ることができよう。すなわち、国民道徳におけるジレンマに対する合理的な解答はないままに、記紀神話に基づく天皇や皇祖皇宗の神性が強調される方向に政策は進められ、国体に対する実質上の宗教的信仰を絶対化するところまで到達した。